

令和5年12月11日

令和4年度決算に対する質疑

立憲民主・社民 徳永エリ

ただいま議題となりました、令和4年度決算について、会派を代表して質問させていただきますが、その前に、安倍派・清和政策研究会をはじめとする、自民党・5派閥の政治資金パーティーの収支をめぐる疑惑「裏金パーティー事件」について問わなければなりません。

(裏金パーティー事件)

安倍派のキックバックの総額が、直近5年間で数億円に上ることが関係者の話で明らかになったということです。次々と安倍派の議員の名前が報じられていますが、一人で5000万円を超えるキックバックを受け取ったとされる議員の名前も上がっています。総理、キックバックについて、収支報告書に記載せずに裏金として蓄える環流の構造は、自民党の派閥の中だけでなく、地方も含めて、常態化しており、その事は総理もご存知だったのではないですか？派閥の点検だけでなく、地方も含めて、自民党の中を総点検するべきではないですか？総理に伺います。

総理は、松野官房長官の更迭を検討しているという事ですが、先日の子算委員会の集中審議で、我が党議員の求めに対して、更迭を否定したにもかかわらず、一転、更迭を検討しているのは、やましいことあったからではないですか？なぜ、官房長官を更迭するのですか、総理、ご説明ください。

また、西村経産大臣、萩生田政調会長、高木国対委員長、世耕参議院幹事長など、安倍派の主要な閣僚や党役員にも疑惑が浮上しており、総理は、内閣改造や党の役員人事を交代することを検討しているということですが、疑惑は、安倍派だけではありません。もう、内閣総辞職は避けられないところまできているのではないですか？場合

によっては、総理の辞任も、避けられないのではないのでしょうか？
総理のお考えを伺います。

「裏金パーティー事件」は、政治資金規正法第 25 条の虚偽記入罪などにあたり、また、所得税法違反の疑いもある、つまり脱税です。さらに、派閥からキックバックを受け取った議員はもちろん、そのキックバックに、共謀や教唆などで関与した、派閥の会長や事務総長らは、共同正犯、共犯の罪を負うこととなります。さらには、パーティー券を購入した、個人や団体との関係では、刑法第 246 条の詐欺罪やその共同正犯、共犯を犯していることとなります。

これまでの国会質疑の中で、総務省、法務省は一般論として、その犯罪の成立を認める法令解釈をしています。「裏金パーティー事件」は、捜査の結果によっては、刑罰犯罪に当たる大事件だという認識はありますか？ 総理、官房長官、経産大臣にそれぞれ伺います。

法務大臣に伺います。検察当局は、只今、指摘させて頂いた刑罰違反について、いかなる時も、誰が対象であっても、法と証拠に基づき、厳正な捜査をして頂かなければなりません。検察は、事実の解明を求める国民の声にしっかり向き合って、期待と信頼に応えて頂きたいと思います。小泉法務大臣の明確な答弁を求めます。

インボイス導入、防衛増税で国民に負担を強いて、自分たちは裏金作り。国民の政治家への不信感は、これまでにないほど高まっています。権力の集中、驕り、緩み、慢心から起きたこの「裏金パーティー事件」について、逃げずに国会や、国民に説明責任を果たして下さい。疑惑が事実かどうか、また、裏金を何に使ったのかも明らかにして頂きたいと思います。また、重ねて、この問題の責任を、自民党総裁としてどのようにして取るのか、総理に伺います。

それでは、令和4年度の決算についてお尋ねします。

(プライマリーバランス改善方策について)

令和4年度決算ベースの一般会計プライマリーバランスは、23.6兆円の赤字です。前年度と比べて改善は見られますが、行政サービスを提供するための政策的経費を借金に依存する現状は変わらず、政府は、2025年度PB黒字化を目標としていますが、厳しい状況が続いていることは否めません。総理、PB赤字を解消して黒字化を達成することが出来るのでしょうか？

出来るとおっしゃるのであれば、どのようにして達成するのか、具体的にお答え下さい。

(予備費の使用等の状況について)

令和4年度決算検査報告では、令和2年、3年、両年度のコロナ関係予備費50事項、7府省等の56事業が検査の対象となり、予備費使用額は12兆6005億円となりました。憲法上、予備費は予見し難い予算の不足に充てるための費用と規定されており、緊急時のための予算措置であるべきです。新型コロナウイルス感染症の流行という、想定外の事態に見舞われ、予算の適切な見積もりが、困難な状況に直面した直後ならともかく、その後も巨額の予備費を計上し続けていることは、問題ではありませんか？

また、令和2年度のコロナ関係予備費が、4兆7964億円も、翌年度に繰越となったことも、憲法の趣旨から逸脱していませんか？総理の御所見を伺います。

また、会計検査院の検査の結果、実際に予備費を使った時期が使用決定日より1ヶ月以上も先だった支出が、4府省28事業あることも判明しています。使用決定日から、支出負担行為までの期間の短さが緊急性の目安であり、剰余金として国庫に戻さなくて済むよう、未消化の予備費を使い切るために、駆け込みで支出を決めたと見られて

も仕方ないような現在の予備費の状況は問題です。今後、予備費の計上にあたっては、抑制的に額を切り詰めること、また、予備費は、国会のチェックが十分行き届かないことから、執行状況はより透明性を高めて公表すべきです。会計検査院は事業ごとに、予備費使用相当額の執行状況を公表することや、予備費使用相当額を他の用途に流用した場合その状況を、予備費使用相当額を翌年度に全額繰り越した場合は経緯を、それぞれ丁寧に示すことなど、大幅な改善を求める複数の指摘をしています。これらの指摘を真摯に受け止め、実行していくお考えがあるのか、総理に伺います。

(持続化給付金の申告状況について)

持続化給付金を、2020年末までに受給した個人事業者は、263万人です。その内、受け取った、給付金を収入として、計上していないと思われる、2020年分、所得税申告者の割合は、4.8%。未申告者が、数十万人に上ると推定されます。岸田政権では、国民に納税をお願いする立場にある財務副大臣の滞納が発覚し、税務行政への信頼が揺らぐ事態も起きました。会計検査院は、納税者に適正な申告を促すことに加え、給付金の収入計上の有無を確認する効果的な方策を検討する必要性なども指摘しています。課税の公平性の観点からも、この問題に取り組まなければならないと思いますが、総理の御所見を伺います。

(日本政策金融公庫等が実施した新型コロナウイルス特別貸付等の状況について)

日本政策金融公庫などが実施した、新型コロナ関連資金繰り支援、無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の貸付実績は、2023年3月末までで131万件、21兆円となっています。コロナ禍では、ゼロゼロ融資によって、企業の倒産件数は、歴史的低水準に抑えられていましたが、融資が終了した9月以降、倒産が増えています。コロナ関連融資の返済資金が用意できず、事業をたたまざるを得ない企業

は、今年に入り200件から300件の間で推移しています。日本政策金融公庫による貸付で、貸付を申し込んだ企業の状況や貸付後の財務状況、債権回収が見込めず、焦げ付きとして処理する場合の根拠などを十分に把握せずに実施したなどの課題を、会計検査院は指摘していますが、こうした貸付は、必死で資金繰りをして事業継続を模索する事業者の皆さんには、命綱のような施策です。会計検査院の指摘を踏まえつつも、未だ、コロナの影響が一定残っている中で、事業の継続と再生に向けて、必死で努力する皆さんを、今後どのように支援し、施策の適正化と両立していくのか、総理にお伺いします。

(燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況)

原油価格高騰に伴う燃料油の卸売価格の上昇を受け、小売価格の急騰を抑えて、消費者の負担を軽減することを目的に実施されている燃料油価格激変緩和対策事業について、同一の燃料油に、二重で補助金を交付するミスがあり、また、小売価格の推移をモニタリングすることで、価格抑制の実効性を確保するために行われる、価格モニタリング調査の結果は非公開で、さらにモニタリングの報告を受けた資源エネルギー庁は、小売価格の上昇が適切に抑制されたかを分析しておらず、価格抑制に寄与したかどうか不明確です。

さらに、モニタリングの実施体制は、基金設置法人の、全国石油協会から、事業全体を企画立案する、株式会社博報堂に委託されていますが、支援期間の延長で、2023年3月末時点で、委託費の上限は、当初の24億円から126億円に増加しています。そして、126億円のうち、博報堂の人件費等に相当する額を除いた108億円は、審査やモニタリングを実施する別の会社に対する再委託費です。博報堂の人件費は、何のために、何人分の人件費が必要だったのかが、不透明で、いわゆる中抜きが疑われます。また、再委託費も当初は、上限額19億円、それが62億円に引き上げられ、さらに引き上げられて、108億円となっています。しかも、再委託費の業務内容は、博報堂の子会社等による、ポスターやチラシ作成などの広告費、1日数件しか問い合わせのないコールセンターの開設・運営となっています。本当に、必要な業務なのか、取引内容の適正性をどのように確認している

のか、経済産業大臣にお伺いします。

(食料安全保障)

農林水産省は、生産の増大、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて食料が安定的に供給されるよう、食料・農業・農村基本法等に基づいて各種施策等を講じています。2017年度から2022年度までの、食料の安定供給に向けた取り組みに係る事業の執行額は、計554事業16兆4654億円。生産の増大・輸入・備蓄の取り組み別に見ると、大部分が生産の増大に関わるもので、執行額全体の78.1%、12兆8609億円です。5年ごと基本計画を見直していますが、2020年策定の基本計画では、2030年度の食料自給率目標を45%としています。

しかし、これまで、総合食料自給率は、ほぼ38%で推移し、1%も上がったことがありません。総合食料自給率の目標や、その前提となる基本計画等に示された指標を、会計検査院が検証したところ、総合食料自給率と家畜の飼料自給率は、政策評価の指標に設定されていないことが分かりました。また、目標年度において未達成のもの、目標と対比可能な実績が把握されていないものなどが見受けられ、農林水産省は、指標の進捗状況は検証していますが、基本計画の目標年度における達成状況等は、これまで検証していませんでした。

会計検査院は、食料の安定供給に向けた取り組みについて、効率的、効果的な施策の実施に資するよう、基本計画等に示された指標に係る目標の達成状況等の検証を、農林水産省が、適時適切に行う重要性を指摘しています。検証を行い、その結果を次の計画に反映させなければ、目標は達成できません。会計検査院の指摘について、宮下農林水産大臣のご見解をお伺いします。

来年は、農業の憲法と言われる、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正となります。物価高による生産コストの増大による経営不振や、高齢化で離農が相次ぐ中、また、世界情勢の変化や地球温暖化の影響もあり、持続可能な農業、食料安全保障を守ることは、重要かつ喫緊の課題です。そのご認識は、総理におありですか。

また、来年の法改正は、我が国農業の大きな転換点となります。方向性を間違えると取り返しのつかないことになりかねません。総理には是非、農協法改正案の審議の時と同様に、農林水産委員会にご出席頂いて、我が国農業の未来について直接議論をさせて頂きたいと考えますが、総理の御所見をお伺いします。

決算を重視する参議院では、充実した決算報告の審査を行うべく、十分な時間が確保されるよう、また決算審査で指摘された課題を各省庁が、真摯に受け止めて、改善を図り、次年度の予算編成にしっかり反映できるよう、これまで、様々な改革に取り組んできました。

しかし、残念ながら、令和4年度決算では、税金の不適切な支出や無駄遣いが指摘された国の事業は、344件。金額にして、前年度比27%増の580億2千万円。各省庁が、会計検査院の指摘や決算委員会での審査の結果を予算編成に反映させたとは到底言えません。来年度予算の編成に向けて、会計検査院の指摘をどのように反映していくのか、国家の財政が厳しく、円安による物価高で、苦しい経営や日々の暮らしの中で、収めて頂いている、国民の血税の無駄遣いをどうなくしていくのか、総理の決意を最後にお伺いして、質問を終わります。

以 上